

# 新庄市障がい福祉計画 (第4期)

新 庄 市

# 目 次

第1章 計画の基本理念	P 1
1 計画の基本理念	P 1
2 計画の位置付け	P 1
3 計画の期間	P 2
4 計画の策定体制	P 2
第2章 平成29年度の目標値の設定	P 3
1 福祉施設の入所施設の地域生活への移行目標	P 3
2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行目標	P 3
3 地域生活支援拠点等の整備	P 3
4 福祉施設利用者の一般就労への移行目標	P 3
5 就労移行支援事業利用者の目標	P 3
第3章 各年度における指定障がい福祉サービス等の種類ごとの見込み量	P 4
I 第3期計画の指定障がい福祉サービス等の種類ごとの量及び利用状況の現状	
1 訪問系サービス	P 4
2 日中活動系サービス	P 5
3 居住系サービス	P 7
4 相談支援サービス	P 8
II 指定障がい福祉サービス等の種類ごとの見込み量と考え方	P10
1 訪問系サービス	P 11
2 日中活動系サービス	P 12
3 居住系サービス	P 14
4 相談支援サービス	P 15
第4章 指定障がい福祉サービス等の種類ごとの見込み量の確保のための方策	P16
1 訪問系サービス	P 16
2 日中活動系サービス	P 16
3 居住系サービス	P 18
4 障害児童通所支援	P 19
5 計画相談支援	P 20
6 障がい福祉サービスの向上にむけて	P 20
第5章 雇用・就業環境の構築	P19
1 平成29年度の目標値と就労移行支援サービスの提供体制	P 21
2 養護学校からの就業環境の整備	P 21
3 障害者の雇用促進	P 21
第6章 地域生活支援事業の実施	P23
1 目的	P 23
2 実施する地域生活支援事業の種類	P 23
3 各年度における地域生活支援事業の種類ごと の現状及び見込み量と考え方	P 23 (別表 P 24)
4 各事業の見込み量確保のための方策	P 23
第7章 市障害福祉計画の達成状況の点検及び評価	P23
参考資料 障害福祉サービスに関するアンケート結果	P25

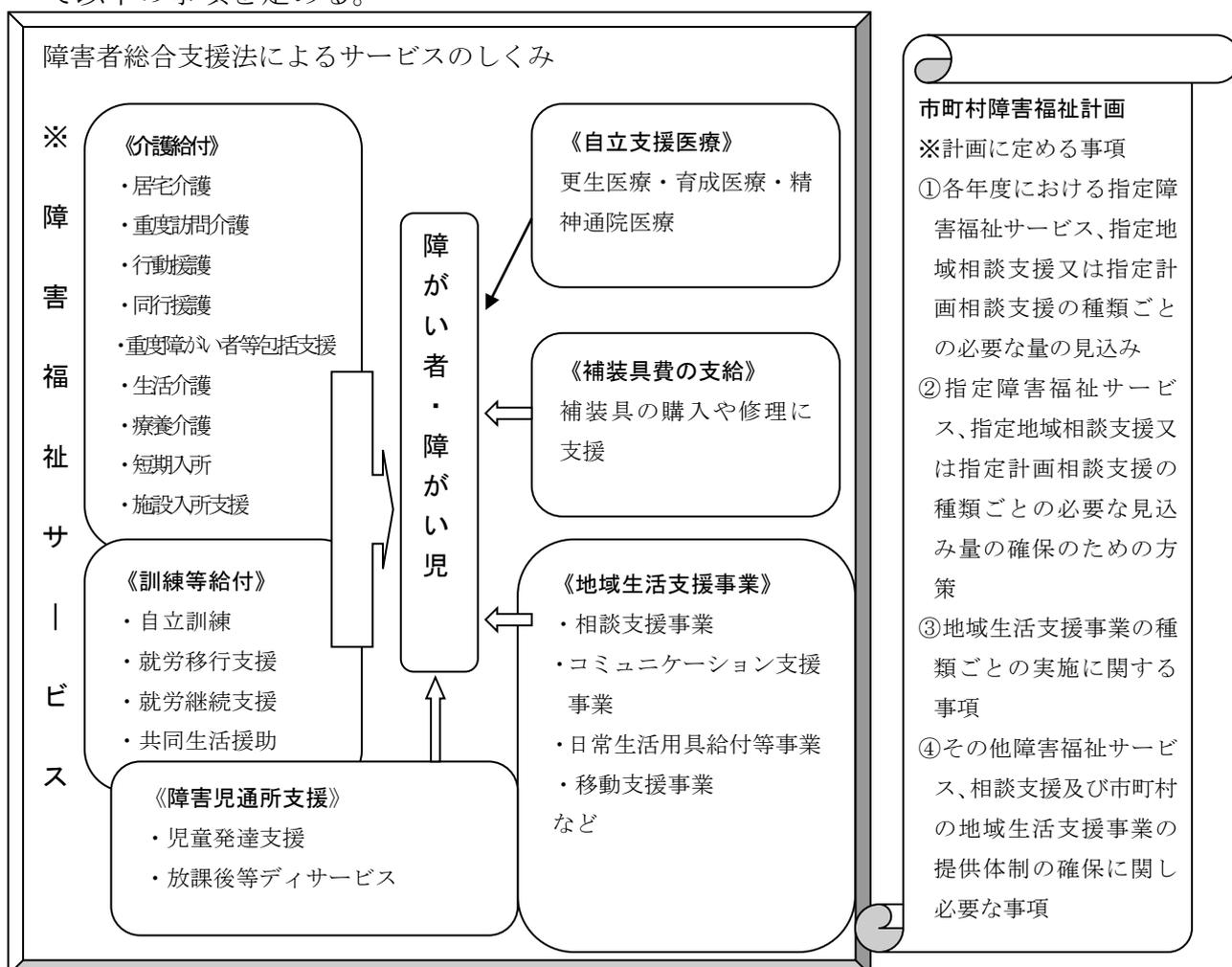
# 第1章 計画の基本理念

## 1 計画の基本理念

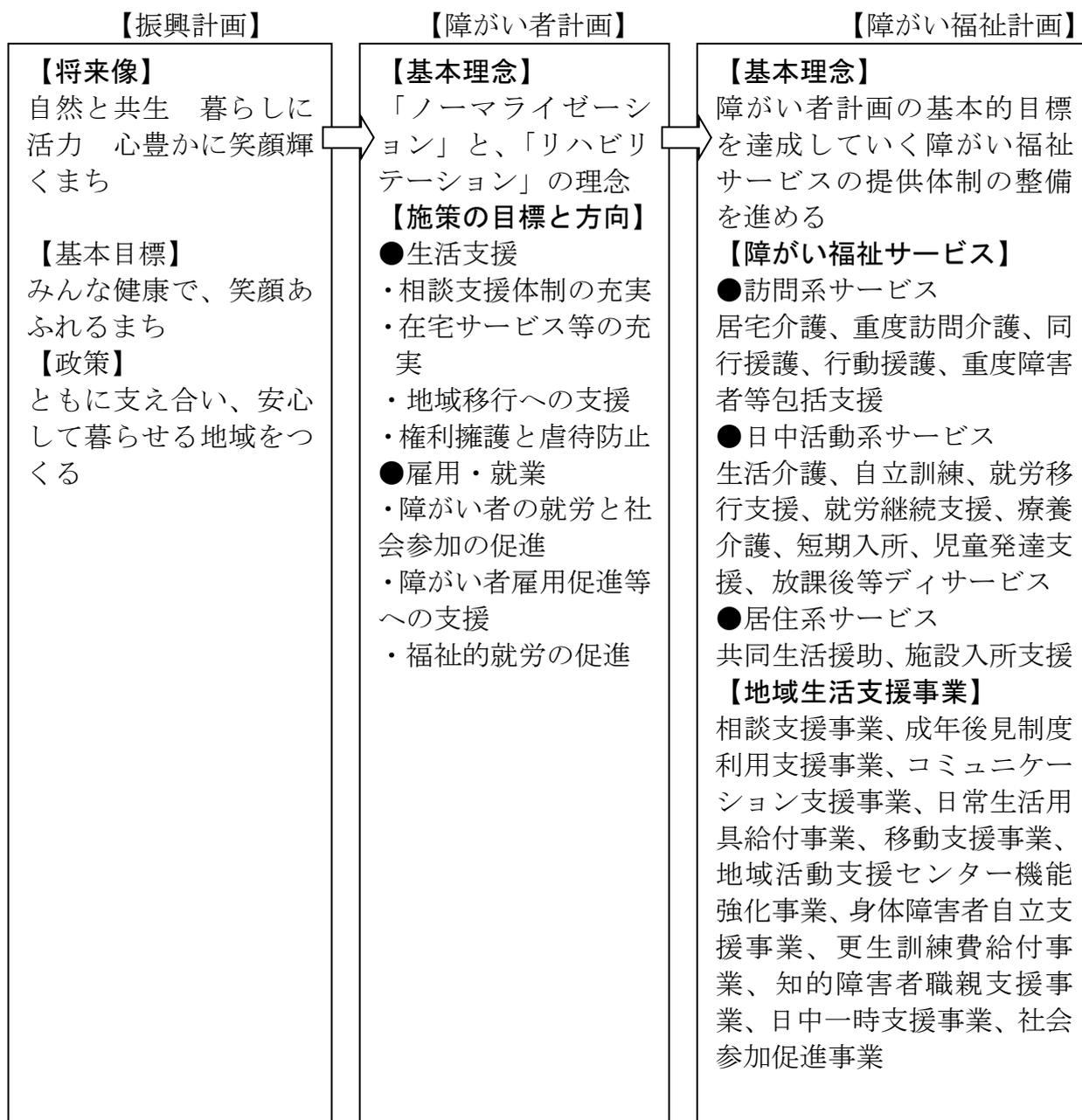
「第4期新庄市障がい福祉計画」(以下、「本計画」)は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」という。)の理念である「全ての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるもの」を実現するため、また本市の障がい者計画の基本目標である「共生社会」の実現のために、地域において必要な「障がい福祉サービス」の提供体制の整備及び「地域生活支援事業」の実施を計画的に進めるために、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条の規定に基づき、国の定める基本指針に即して以下の事項を定める。



また、第4次新庄市振興計画（新庄市まちづくり総合計画）、障がい者施策の基本計画である新庄市障がい者計画と整合性を合わせ持つものです。



### 3 計画の期間

第4期計画は、平成27年度から平成29年度の3年間とし、目標年度は、平成29年度とします。

### 4 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、関係各部局と連携をはかり、市民のニーズを把握するためアンケートを実施し、またパブリックコメントにより市民の意見を集約して、新庄市障害福祉計画推進委員会に諮り策定しました。

## 第2章 平成29年度の目標値の設定

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行目標

平成25年度末時点における施設入所者の12%を平成29年度末までに地域生活へ移行するとともに、施設入所者を、平成25年度末時点から4%を削減することを目指します。

項 目	数 値	考 え 方	
現時点の施設入所者数 (A)	69人	平成25年度末での施設入所者	
目標年度の施設入所者数 (B)	66人	平成29年度末時点の利用人員	
目 標 値	削減見込 (A-B)	3人 (4.35%)	差引減少見込数 (4%以上)
	地域移行数者数	9人 (13.8%)	施設入所からグループホーム等へ移行する 方の数 (12%以上)

### 2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行目標

良質かつ適切な精神障がい者に対する医療の提供を確保するための指針（平成26年厚生労働省告示第65号）をふまえ、県が設定します。

### 3 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の地域での生活を支援する拠点等の整備を、最上地区自立支援協議会で協議を行い、最上圏域で1つ整備します。

※最上地区自立支援協議会

障がいの有無に関わらず、すべての住民がともに暮らすことのできる地域づくりに関して、協議を行いません。最上8市町村共同で設置し、協議会のメンバーは8市町村、各障が者団体代表者、養護学校、病院、障害サービス事業所等となっております。

※地域生活支援拠点等

相談、体験の機会（グループホーム等）、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりを一か所で総合的に行う拠点。

### 4 福祉施設利用者の一般就労への移行目標

項 目	数 値	考 え 方
現在の年間一般就労移行者数	0人	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した方の数
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数	4人	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労した方の数

※一般就労移行者：一般に企業等に就職した者、在宅就労した者をいう。

### 5 就労移行支援事業利用者の目標

就労移行支援事業を利用する方の数の目標値を設定します。国の指針では、目標年度（平成29年度）の利用者を平成25年度利用者数の60%増を目標としていますが、市内就労移行支援事業所の数等を考慮して次のとおり目標値を設定します。

項 目	数 値	考 え 方
現在の就労移行支援事業の利用者数 (A)	20人	平成25年度末の利用者
目標年度末における就労移行支援事業利用者数 (B)	40人	平成29年度末の利用者
(A) / (B)	50%	

### 第3章 各年度における指定障がい福祉サービス等の種類ごとの見込み量

#### I 第3期計画の指定障がい福祉サービス等の種類ごとの量及び利用状況の現状

※ 上段は3期計画での見込み量、下段は利用実績（単位は同じ）

※ 数値については、基本的に下記のとおりです（注記あるもの除く）

○平成24年度実績については、平成24年3月～平成25年2月までの実績の平均値。

○平成25年度実績については、平成25年3月～平成26年2月までの実績の平均値。

○平成26年度実績については、平成26年3月～平成26年11月までの実績の平均値。

#### 1 訪問系サービス

##### ① 居宅介護（ホームヘルプ）

居宅における入浴、排せつ又は食事の介助など、身体の介護を中心としたサービスを提供します。

対象者は、障害支援区分が1以上の方です。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成29年度
1ヶ月あたりの見込み量（時間分）	308	336	364	468
利用実績	302	333	415	

※増加傾向にあり、最近では精神障害者の利用が増えております。

##### ② 重度訪問介護

居宅における入浴、排せつ又は食事の介助から、外出時の移動支援までを行う総合的なサービスを提供します。

対象者は、障害支援区分が4以上の方です。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成29年度
1ヶ月あたりの見込み量（時間分）	267	267	356	768
利用実績	382	390	555	

※ 利用実績は5人です同じですが、1人当たりの利用時間は増加傾向にあります。

##### ③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動の支援を行います。

対象者は、視覚障がい者で一定の要件を満たす方です。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成29年度
1ヶ月あたりの見込み量（時間分）	140	160	200	60
利用実績	52	23	29	

※利用者は4、5名で固定しています。

##### ④ 行動援護

知的障がいや精神障がいにより、行動の際に生じうる危険回避のための援護や外出時の移動の支援を行います。

対象者は、障害支援区分が3以上で、行動関連項目の点数が10点以上の方です。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 29 年度
1 ヶ月あたりの見込み量 (時間分)	—	—	54	72
利用実績	0	0	0	

※対象者は障害支援区分3以上であるが、行動援護としてのニーズがない状況です。

### ⑤ 重度障がい者等包括支援

居宅介護をはじめとする障がい福祉サービスの包括的な支援を行います。

対象者は、障害支援区分が6の方です。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 29 年度
1 ヶ月あたりの見込み量 (時間分)	0	0	400	400
利用実績	0	0	0	

※対象者は障害程度区分6の方ですが、在宅でサービスを受けている方がいない状況です。また、同事業を行う指定事業所がない状況です。

## 2 日中活動系サービス

### ① 生活介護

事業所において、食事や入浴、排せつ等の介護、日常生活上の支援や軽作業等の生産活動・創作的活動の機会の提供を通じた身体能力、日常生活能力の維持向上を目的として必要な介護を実施します。

対象者は、障害支援区分が3以上の方です。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 29 年度
1 ヶ月あたりの見込み量 (人日分)	1,892	1,914	1,980	2,200
利用実績	1,859	1,784	1,620	

### ② 自立訓練（機能訓練）

理学療法や作業療法等の身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練や日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援を通じて、地域生活への移行、地域生活を営む能力の向上を目的として、サービス利用期間を限定し、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、必要な訓練を実施します。

対象者は、地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者の方です。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 29 年度
1 ヶ月あたりの見込み量 (人日分)	44	44	44	22
利用実績	0	0	0	

※最上管内で事業所はないが、現在まで療育訓練センターで2名の方が機能訓練を受けています。

### ③ 自立訓練（生活訓練）

食事や家事等日常生活能力を向上するための支援や日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援を通じて、地

域生活への移行、地域生活を営む能力の向上を目的として、サービス利用期間を限定し、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、必要な訓練を実施します。

対象者は、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者の方です。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 29 年度
1ヶ月あたりの見込み量 (人日分)	—	—	22	22
利用実績	0	0	0	

※最上管内で事業所はなく、実績はありません。

#### ④ 就労移行支援

事業所における作業や企業における実習等や、適性にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援を通じ、適性にあった職場への就労・定着を目的として、サービス提供期間を限定し、必要な訓練・指導等を実施します。

対象者は、一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の障がい者の方です。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 29 年度
1ヶ月あたりの見込み量 (人日分)	440	550	660	880
利用実績	229	274	246	

#### ⑤ 就労継続支援（A型）

事業所内において、雇用契約に基づく就労の機会の提供を通じて、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な訓練等を実施します。

対象者は、就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる方です。（利用開始時に65歳未満の方に限ります。）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 29 年度
1ヶ月あたりの見込み量 (人日分)	1,100	1,166	1,232	1,980
利用実績	1,021	1,217	1,319	

※事業所が増加しており利用実績が増加しております。

#### ⑥ 就労継続支援（B型）

就労の機会や生産活動の機会の提供を通じて、知識・能力が高まった者について、就労への移行に向けた支援を目的として、必要な訓練等を実施します。

対象者は、就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない方や一定年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方です。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 29 年度
1ヶ月あたりの見込み量 (人日分)	1,254	1,320	1,386	1,980
利用実績	1,024	1,088	1,078	

※H27年度に事業所が増加する予定です。

#### ⑦ 療養介護

療養介護についての数値は次の期間の実績値です。

- 平成 24 年度実績については、平成 25 年 3 月末日の利用者数。
- 平成 25 年度実績については、平成 26 年 3 月末日の利用者数。
- 平成 26 年度実績については、平成 26 年 11 月末日の利用者数。

医療機関において、病院等への入院による医学的管理の下、食事、入浴等の介護の提供や、日常生活上の相談支援、レクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ・聞き取り等のコミュニケーション支援を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的として、必要な介護・訓練等を実施します。

対象者は、障害支援区分が5以上の方です。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 29 年度
1 ヶ月あたりの見込み量(人分)	8	8	8	10
利用実績	9	8	8	

※来年度、新たに1名利用予定です。

### ⑧ 児童発達支援

日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適應することができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な指導及び訓練を実施します。(対象未就学児童)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 29 年度
1 ヶ月あたりの見込み量 (人日分)	—	—	—	144
利用実績	20	35	54	

※平成 25 年度に新たに1事業所が開始した。

### ⑨ 放課後等児童デイ

日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適應することができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な指導及び訓練を実施します。(対象就学児童)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 29 年度
1 ヶ月あたりの見込み量 (人日分)	280	280	280	480
利用実績	194	261	331	

※平成 25 年度に新たに1事業所が開始した。

### ⑩ 短期入所

入浴、排せつ又は食事等の介護や日常生活上の支援を提供します。

対象者は、障害支援区分が1以上、障がい児にあっては、障がいの程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する方で、居宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、障がい者支援施設その他の施設への短期間の入所を必要とする方です。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 29 年度
1 ヶ月あたりの見込み量 (人日分)	32	32	32	42
利用実績	25	32	29	

※3～4人程度が利用しています。

### 3 居住系サービス

このサービスについての数値は次の期間の実績値です。

- 平成 24 年度実績については、平成 25 年 3 月末日の利用者数。
- 平成 25 年度実績については、平成 26 年 3 月末日の利用者数。
- 平成 26 年度実績については、平成 26 年 11 月末日の利用者数。

#### ① 共同生活援助（グループホーム）

家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、食事・入浴・排せつ等の介助、日中活動にかかる事業所等の関係機関との連絡調整を目的として、必要な支援等を実施します。

対象者は、就労し又は就労継続支援等の日中活動を利用している障がい者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な方です。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 29 年度
1 ヶ月あたりの見込み量(人分)	37	41	45	65
利用実績	43	45	51	

※毎年、新たなグループホームが設置され、増加傾向である。

#### ② 施設入所支援

日中活動とあわせて、夜間等における入浴、排せつ又は食事の介助等を提供することを目的として、障がい者支援施設において、必要な介護、支援等を実施します。

対象者は、障がい支援区分4以上の方です。ただし、年齢が50歳以上の方は3以上、また自立訓練や就労移行支援利用者にあつては、生活能力により単身での生活が困難な方又は地域社会資源の状況等により、通所することが困難な方も対象となります。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 29 年度
1 ヶ月あたりの見込み量(人分)	68	68	68	66
利用実績	68	69	68	

※施設入所者と退所者が同数程度であり、横ばい状態です。

### 4 相談支援サービス

#### ①計画相談支援

障害福祉サービスを利用する際に、障がい者の心身の状況や環境、サービス利用の意向等を勘案し、「サービス利用計画案」の作成やモニタリングを行う。

対象はサービス利用の全ての障がい者です。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 29 年度
年間計画作成支援見込み量(人分)	289	297	320	400
利用実績	222	344	382	

※平成 24 年度より計画相談がサービス利用する際に必須になりました。

#### ②地域移行支援

障害者施設等や精神科病院へ入院している障がい者が、地域の生活へ戻る際に必要な相談やその他の必要な支援を行う。

対象者は障害者支援施設、精神病院、救護施設又は更生施設、刑事施設などから

地域生活へ移行する者。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 29 年度
年間計画作成支援見込み量 (人分)	3	3	3	2
利用実績	1	0	0	

### ③地域定着支援

居宅において単身で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に相談その他必要な支援を行います。

居宅において単身の者、家族と同居でも家族が障がい、疾病のために緊急対応が見込めない者、障害支援施設等や精神科病院かた退所・退院した者。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 29 年度
年間計画作成支援見込み量 (人分)	3	6	9	1
利用実績	0	0	0	

### ④障害児相談支援

障害児通所支援を利用する際に、障がい児の心身の状況や環境、障がい児又は保護者の利用にかんする意向等を勘案し、「障害児支援利用計画案」の作成やモニタリングを行う。

対象はサービス利用の全ての障がい児です。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 29 年度
年間計画作成支援見込み量 (人分)	—	—	—	5 5
利用実績	3 9	5 8	3 7	

※平成 2 4 年度より障害児相談支援がサービス利用する際に必須になった。

## Ⅱ 指定障がい福祉サービス等の種類ごとの見込量と考え方

### ○障害福祉サービスに関するアンケート調査

アンケート調査の詳細については、後述する「参考資料」に資料を掲載していますが、「今後利用したい」全体的な需要傾向として、以下のことがあげられます。

訪問系サービスは、年代が増すにつれ通所系サービスに比較してその需要度が増していく傾向にあります。特に「居宅介護」「重度訪問介護」が大きい傾向にあり、年齢を増すほど大きくなる傾向にあります。

通所系サービスは、65歳未満の年代は就労系のサービスのニーズが高く、特に就労移行の需要が高いことがうかがえます。これは就労移行を利用し一般就労を希望しているためと思われます。65歳以上の年代では「自立訓練（機能訓練）」や「生活介護」、「療養介護」のニーズが多いが、実際には介護保険でのサービスの提供となると思われます。

居住系サービスは、18歳未満ではまだニーズは多くないがそれ以外の年代ではニーズが高くなっています。

全体の傾向は、前回調査（平成23年12月）と同じ傾向を示しています。

### ○近年の施設整備状況

ここ最近では「就労継続支援A型事業所」「就労継続支援B型事業所」「就労移行支援事業所」「共同生活支援事業所」が新たに立ち上がるなど、福祉サービスの供給量が多くなっており、利用者のニーズにあったサービスにつなげるためには、相談支援のますますの充実が求められております。

以上のアンケート結果及び前述しました平成24年度～26年度の実績、養護学校在籍者の最近の進路状況等を勘案し29年度までの見込み量を算出しました。

## 1 訪問系サービス

障がい者が地域で生活していくために必要な訪問系サービスを、障がいの区別なく、必要な量のサービスを楽しむよう充実します。また、今後想定されるニーズの増加に応えられるサービス提供体制の充実を図ります。アンケート結果の需要を鑑み対象者は増加傾向としました。

### ① 居宅介護（ホームヘルプ）

居宅における入浴、排せつ又は食事の介助など、身体の介護を中心としたサービスを提供します。

対象者は、障害支援区分が1以上の方です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1ヶ月あたりの見込み量：時間分 (利用人数)	350 時間 (35 人)	444 時間 (37 人)	468 時間 (39 人)

### ② 重度訪問介護

居宅における入浴、排せつ又は食事の介助から、外出時の移動支援までを行う総合的なサービスを提供します。

対象者は、障害支援区分が4以上の方です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1ヶ月あたりの見込み量：時間分 (利用人数)	558 時間 (6 人)	672 時間 (8 人)	768 時間 (8 人)

### ③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動の支援を行います。

対象者は、視覚障がい者で一定の要件を満たす方です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1ヶ月あたりの見込み量：時間分 (利用人数)	60 時間 (6 人)	60 時間 (6 人)	60 時間 (6 人)

### ④ 行動援護

知的障がいや精神障がいにより、行動の際に生じうる危険回避のための援護や外出時の移動の支援を行います。

対象者は、障害支援区分が3以上の方です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1ヶ月あたりの見込み量：時間分 (利用人数)	1 時間 (1 人)	72 時間 (2 人)	72 時間 (2 人)

### ⑤ 重度障がい者等包括支援

居宅介護をはじめとする障がい福祉サービスの包括的な支援を行います。

対象者は、障害支援区分が6の方です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1 ヶ月あたりの見込み量：時間分 (利用人数)	－時間 (－人)	－時間 (－人)	400 時間 (1 人)

※ 現在、事業所はないが、対象者の重度傾向により 26 年度に 1 人を見込みました。

## 2 日中活動系サービス

障がい者が希望する日中活動系サービスを充実します。また、就労移行支援事業等の推進により、障がい者の一般就労への移行を進めます。

### ① 生活介護

事業所において、食事や入浴、排せつ等の介護、日常生活上の支援や軽作業等の生産活動・創作的活動の機会の提供を通じた身体能力、日常生活能力の維持向上を目的として必要な介護を実施します。

対象者は、障害支援区分が 3 以上の方です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1 ヶ月あたりの見込み量：人日 (利用人数)	2,156 人日 (98 人)	2,178 人日 (99 人)	2,200 人日 (100 人)

※ 人日分：1 日当たりの利用者数に 1 ヶ月あたり 22 日に乗じた量

### ② 自立訓練（機能訓練）

理学療法や作業療法等の身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練や日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援を通じて、地域生活への移行、地域生活を営む能力の向上を目的として、サービス利用期間を限定し、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、必要な訓練を実施します。

対象者は、地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者の方です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1 ヶ月あたりの見込み量：人日 (利用人数)	22 人日 (1 人)	22 人日 (1 人)	22 人日 (1 人)

※ 人日分：1 日当たりの利用者数に 1 ヶ月あたり 22 日に乗じた量

### ③ 自立訓練（生活訓練）

食事や家事等日常生活能力を向上するための支援や日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援を通じて、地域生活への移行、地域生活を営む能力の向上を目的として、サービス利用期間を限定し、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、必要な訓練を実施します。

対象者は、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者の方です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1 ヶ月あたりの見込み量：人日 (人数)	22 人日 (1 人)	22 人日 (1 人)	22 人日 (1 人)

※ 人日分：1 日あたりの見込まれる利用者数に 1 ヶ月あたり 22 日を乗じた量

#### ④ 就労移行支援

事業所における作業や企業における実習等や、適性にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援を通じ、適性にあった職場への就労・定着を目的として、サービス提供期間を限定し、必要な訓練・指導等を実施します。

対象者は、一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる 65 歳未満の障がい者の方です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1 ヶ月あたりの見込み量：人日 (利用人数)	550 人日 (25 人)	770 人日 (35 人)	880 人日 (40 人)

※ 人日分：1 日あたりの見込まれる利用者数に 1 ヶ月あたり 22 日を乗じた量

※ 養護学校卒業者等の新規での利用見込みを勘案しました。

※ この事業期間は 1 人あたり 2 年間で、その後は就労するケースと就労に至らない場合は就労継続支援（B 型）での支援を受けるケースが考えられます。

#### ⑤ 就労継続支援（A 型）

事業所内において、雇用契約に基づく就労の機会の提供を通じて、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な訓練等を実施します。

対象者は、就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる方です。（利用開始時に 65 歳未満の方に限ります。）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1 ヶ月あたりの見込み量：人日 (利用人数)	1,870 人日 (85 人)	1,936 人日 (88 人)	1,980 人日 (90 人)

※ 人日分：1 日あたりの見込まれる利用者数に 1 ヶ月あたり 22 日を乗じた量

※ ここ 2 年間で事業所が増加して供給量が増えていることと、養護学校卒業者等の新規での利用見込みを勘案しました。

#### ⑥ 就労継続支援（B 型）

就労の機会や生産活動の機会の提供を通じて、知識・能力が高まった者について、就労への移行に向けた支援を目的として、必要な訓練等を実施します。

対象者は、就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない方や一定年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1 ヶ月あたりの見込み量：人日 (利用人数)	1,804 人日 (82 人)	1,870 人日 (85 人)	1,980 人日 (90 人)

※ 人日分：1 日あたりの見込まれる利用者数に 1 ヶ月あたり 22 日を乗じた量

※ 養護学校卒業者等の新規での利用見込みを勘案しました。

※ 平成 27 年度に 1 事業所が新たに事業開始予定です。

### ⑦ 療養介護

医療機関において、病院等への入院による医学的管理の下、食事、入浴等の介護の提供や、日常生活上の相談支援、レクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ・聞き取り等のコミュニケーション支援を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的として、必要な介護・訓練等を実施します。

対象者は、障害支援区分が5以上の方です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1 ヶ月あたりの見込み量：人日 (利用人数)	9 人	9 人	10 人

※ 現在利用している方々及び新たに入所する見込み量を勘案しました。

### ⑧ 児童発達支援

日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な指導及び訓練を実施します。(対象未就学児童)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1 ヶ月あたりの見込み量：人日 (利用人数)	117 人日 (13 人)	126 人日 (14 人)	144 人日 (16 人)

※ ひと月の利用日数を 9 日として算定しました。

※ 発達障害児などの利用が増えてきている。

### ⑨ 放課後等児童デイ

日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な指導及び訓練を実施します。(対象就学児童)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1 ヶ月あたりの見込み量：人日 (利用人数)	420 人日 (35 人)	456 人日 (38 人)	480 人日 (40 人)

※ ひと月の利用日数を 12 日として算定しました。

※ 発達障害児などの利用が増えてきている。

### ⑩ 短期入所

入浴、排せつ又は食事等の介護や日常生活上の支援を提供します。

対象者は、障害支援区分が1以上、障がい児にあっては、障がいの程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する方で、居宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、障がい者支援施設その他の施設への短期間の入所を必要とする方です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1 ヶ月あたりの見込み量：人日 (利用人数)	36 人日 (5 人)	39 人日 (6 人)	42 人日 (7 人)

※ 25 年度からの実績傾向により見込み等を勘案しました。

### 3 居住系サービス

地域における居住の場としてのグループホーム、ケアホーム及び福祉ホームの充実を進め、福祉施設入所や病院への入院から地域生活への移行を進めます。

又、施設入所により生活介護等を受ける必要のある方のニーズを的確に把握し、必要な施設入所支援を行います。

#### ① 共同生活援助（グループホーム）

家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、食事・入浴・排せつ等の介助、日中活動にかかる事業所等の関係機関との連絡調整を目的として、必要な支援等を実施します。

対象者は、就労し又は日中活動を利用している障がい者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な方です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1ヶ月あたりの見込み量(人分)	55 人	60 人	65 人

※ 現状での利用者に加え、地域移行予定者の利用見込みを勘案しました。

#### ② 施設入所支援

日中活動とあわせて、夜間等における入浴、排せつ又は食事の介助等を提供することを目的として、障がい者支援施設において、必要な介護、支援等を実施します。

対象者は、障がい支援区分4以上の方です。ただし、年齢が50歳以上の方は3以上、また自立訓練や就労移行支援利用者にあつては、生活能力により単身での生活が困難な方又は地域社会資源の状況等により、通所することが困難な方も対象となります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1ヶ月あたりの見込み量(人分)	68 人	67 人	66 人

※平成25年度末時点における施設入所者の12%を平成29年度末までに地域生活へ移行するとともに、福祉施設入所者を、平成25年度末時点から4%を削減することを目指します。

### 4 相談支援サービス

障がい者、とりわけ重度の障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むための障がい福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制を整備します。

相談支援事業については、障がい者へのアンケート調査（参考資料参照）において、全体で最も必要とされている項目となっています。

平成26年度から最上地区自立支援協議会において相談支援部会が設置され、2か月1回部会を開催しております。情報の共有及び困難ケースの検討などを行い、相談支援専門員のスキルアップを行っています。ただ、相談支援専門員の人員が足りずに1人で多くのケースを持つことがあり、今後の検討課題となっております。

対象者は、障がい福祉サービス利用者全員です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援（人）	300 人	350 人	400 人
地域移行支援（人）	1 人	2 人	2 人
地域定着支援（人）	1 人	1 人	1 人
障害児相談支援	45	50	55

## 第4章 指定障がい福祉サービス等の種類ごとの見込み量の確保のための方策

### 1 訪問系サービス

訪問系サービスの種類ごとに指定障がい福祉サービス事業者として指定を受けた事業所で利用している数は、平成26年11月利用実績では次のとおりです。

事業所名	障がい福祉サービスの種類	現利用者数
もみの木訪問介護事業所	居宅介護	7
	重度訪問介護	1
	同行援護	2
ケアワーク新庄	居宅介護	2
	重度訪問介護	4
ニチイケアセンター若葉	居宅介護	6
	重度訪問介護	0
	同行援護	2
ジャパンケア新庄金沢	居宅介護	4
どんぐり	居宅介護	2
かめさん介護センター	居宅介護	6
ヘルパーステーションさんのほり	居宅介護	2

障害支援区分認定で区分6該当は療養介護や施設入所支援の対象となっているため、在宅における重度障がい者等包括支援のサービス利用者はいない状況であります。

今後のサービス提供においては、指定障がい福祉サービス事業者が重度障がい者等包括支援サービス事業の指定を受ける推移を見ながら、指定されるまでは、療養介護等、他の福祉サービスの計画により対応することとなります。

第3章の訪問系サービス見込み量を積算した対象人数は次のとおりです。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1ヶ月あたりの見込み量(人分)	35	37	39

### 2 日中活動系サービス

日中活動系サービスの種類ごとに指定障がい福祉サービス事業者として指定を受けた事業所で利用している数は、平成26年11月利用実績は次のとおりです。

事業所名	種別	利用者数	所在地
JuJu マルシェ	就労継続支援 A	7	新庄市
アシスト	就労継続支援 B	3	戸沢村
栄光園	生活介護	4	米沢市
エコファームもとさわ	就労継続支援 A	1	山形市
エフピコ愛パック山形工場	就労継続支援 A	1	寒河江市
エポック	就労継続支援 A	5	新庄市
きら夢	就労継続支援 B	1	山形市
コロニー希望ヶ丘あさひ寮	生活介護	2	川西町
コロニー希望ヶ丘こだま寮	生活介護	1	川西町

コロニー希望ヶ丘まつのみ寮	生活介護	3	川西町
コロニー希望ヶ丘しらさぎ寮	生活介護	3	川西町
コロニー希望ヶ丘ひめゆり寮	生活介護	2	川西町
さくらはうす	就労移行	1	新庄市
	就労継続支援 B	7	
	生活介護	8	
さけがわ リハビリセンター	就労継続支援 B	3	新庄市
シャイニー新庄升形	就労継続支援 A	10	新庄市
新生園	生活介護	4	尾花沢市
すぎのこハウス	就労継続支援 B	2	新庄市
	生活介護	11	
すてっぷ	就労継続支援 B	1	米沢市
すてっぷハウス	就労移行	2	新庄市
	就労継続支援 B	3	
清流園	生活介護	24	戸沢村
大樹	就労移行	4	新庄市
	就労継続支援 B	3	
つばさ	生活介護	1	米沢市
	就労継続支援 B	1	
のどか	就労継続支援 B	2	川西町
パシオ	生活介護	1	美唄市
ピース東山	就労継続支援 A	14	新庄市
ピースしみず	就労継続支援 A	8	新庄市
ピース宮内	就労継続支援 A	12	新庄市
ピース五日町	就労継続支援 A	24	新庄市
光生園	生活介護	19	舟形町
フロンティア	就労移行	2	新庄市
	就労継続支援 B	5	
メディアかがやき	就労継続支援 B	1	山形市
最上ふれあい学園	生活介護	1	最上町
山形県コロニーセンター	就労継続支援 B	1	山形市
山形県リハビリセンター	生活介護	1	山形市
	就労継続支援 B	4	
友愛園	生活介護	4	新庄市
	就労移行	2	
	就労継続支援 B	25	
ワークショップ明星園	就労継続支援 B	1	山形市
ライムハウス	就労移行	1	鮭川村
ライムハウス	就労継続支援 B	6	鮭川村
おもや	就労継続支援 B	1	栗東市

自立訓練のサービス利用については、最上管内に提供事業所がなく、今後、新たな事業者の参入を促進するとともに、居宅系の事業との組み合わせによる市外

施設利用によりサービスを確保していきます。

地域活動支援センターの状況は次のとおりです。

事業所名	現利用者数	日中活動系サービスの種別	所在市町村
ふぁーの木	11	地域活動支援センター	新庄市
たんぽぽ作業所	7	地域活動支援センター	新庄市

※たんぽぽ作業所は平成27年4月より就労移行B型へ移行予定です。

第3章の日中活動系サービス見込み量を積算した対象人数は次のとおりです。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1ヶ月あたりの見込み量(人分)	288	301	312

施設から地域生活へ移行するためには、これらの日中活動系サービス事業所の受け皿が整備されていくことが重要となっており、指定障がい福祉サービス事業を行う意向を有する事業所の把握及び情報提供等により多様な事業者の参入を促進します。

### 3 居住系サービス

#### (1) 共同生活援助

共同生活援助（グループホーム）を行うサービス事業所は市内に5事業所（20箇所）あります。

グループホームの利用状況は平成26年11月利用実績で次のようになっています。

事業所名	種別	利用者数	所在地
あじさい館(新庄)	共同生活援助	6	新庄市
一体型指定共同生活援助事業所ステップ	共同生活援助	2	米沢市
希望ヶ丘川西共同生活事業所	共同生活援助	1	川西町
希望ヶ丘米沢共同生活事業所	共同生活援助	1	米沢市
くぬぎ荘	共同生活援助	1	南陽市
グループホーム ピース	共同生活援助	12	新庄市
グループホーム ピース第5ホーム	共同生活援助	1	新庄市
グループホームあたしん家	共同生活援助	3	新庄市
グループホームおあしす	共同生活援助	1	天童市
指定共同生活援助事業所蔵王	共同生活援助	3	山形市
しょうがい者共同生活援助事業所すてっぷ	共同生活援助	1	米沢市
新庄明和病院グループホーム	共同生活援助	5	新庄市
ポラリス	共同生活援助	9	新庄市
みやま荘共同生活事業所	共同生活援助	2	河北町
山形県コロニー共同生活援助事業所	共同生活援助	1	山形市
すうほ	共同生活援助	1	栗東市

施設や病院から地域移行する場合は、日中活動系サービスと居住系サービス（グループホーム）の利用となります。日中活動系サービス同様、受け皿確保のため多様な事業者の参入を促進します。

第3章の共同生活援助サービス見込み量の対象人数は次のとおりです。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1ヶ月あたりの見込み量(人分)	55	60	65

## (2) 施設入所支援

事業所名	種別	利用者数	所在地
栄光園	施設入所支援	4	米沢市
コロニー希望ヶ丘あさひ寮	施設入所支援	2	川西町
コロニー希望ヶ丘こだま寮	施設入所支援	1	川西町
コロニー希望ヶ丘まつのみ寮	施設入所支援	3	川西町
コロニー希望ヶ丘しらさぎ寮	施設入所支援	3	川西町
コロニー希望ヶ丘ひめゆり寮	施設入所支援	2	川西町
新生園	施設入所支援	4	尾花沢市
清流園	施設入所支援	24	戸沢村
パシオ	施設入所支援	1	美唄市
光生園	施設入所支援	19	舟形町
最上ふれあい学園	施設入所支援	1	最上町
山形県リハビリセンター	施設入所支援	4	山形市

施設から地域へという総合支援法の趣旨のもと、3名減を目指していきます。

第3章の施設入所支援サービス見込み量の対象人数は次のとおりです。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1ヶ月あたりの見込み量(人分)	68	67	66

## 4 障害児童通所支援

障がい児や保護者からのニーズは高まる傾向にあります。また、障害手帳を持っていない児童の利用も増えております。

第3章の児童通所支援サービス見込み量の対象人数は次のとおりです。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1ヶ月あたりの見込み量(人分)	47	52	56

事業所名	種別	利用者数	所在地
ワクワクひろば	放課後等ディサービス	1	山形市
あおおぞらはうす	放課後等ディサービス	11	新庄市
	児童発達支援	1	
くれよんはうす	放課後等ディサービス	9	新庄市
もみの木教室ディサービス事業所	児童発達支援	4	新庄市
キッズサポートことばのつばさ	放課後等ディサービス	12	新庄市
	児童発達支援	6	

## 5 計画相談支援

平成 26 年 11 月末現在で、新庄市内にある計画相談支援事業所は次のとおりとなっております。

事業所名	所在地	事業の種類
ピアサポート 希望の里	996-0002 新庄市金沢 2575 番地	指定特定支援相談事業 指定障害児相談支援事業
福祉サポートセンター山形	996-0027 新庄市本町 6 番 11 号	指定特定支援相談事業 指定障害児相談支援事業
最上相談支援事業所	996-0054 新庄市大字仁間字野際 285 番地	指定特定支援相談事業 指定障害児相談支援事業
指定相談支援事業所リープ	996-0002 新庄市金沢 1073 番地の 2 オフィスサカエ 105 号	指定特定支援相談事業 指定障害児相談支援事業
指定相談支援事業所 すぎのこハウス	996-0091 新庄市十日町 1400 番 4	指定特定支援相談事業
相談支援事業所 こころ	996-0002 新庄市金沢 1439 番地 22	指定特定支援相談事業 指定障害児相談支援事業

## 6 障がい福祉サービスの向上にむけて

最上自立支援協議会を利用し、障がい福祉サービス事業者が行うサービスの質の向上を図っていきます。相談支援につきましては、最上自立支援協議会相談支援部会などの活動を通し、各事業所間の連携及び相談支援専門員のスキルアップを図っていきます。

## 第5章 雇用・就業環境の構築

### 1 平成29年度の目標値と就労移行支援サービスの提供体制

福祉施設利用者の一般就労への移行目標として、平成29年度において福祉施設を退所して一般就労につく方の人数を4人としました。

就労移行支援施設数（一般就労見込み者数）		
平成27年度	平成28年度	平成29年度
5施設(2人)	5施設(3人)	5施設(4人)

※ 年度のサービス事業所の件数は累計件数です。

第3章2の就労移行支援の日中活動系サービス見込み量は、現施設利用者の意向を踏まえて計画値としていますが、事業者は一般就労を希望する利用者に対し、サービス提供の標準期間（24ヶ月以内）において、公共職業安定所や最上障害者就業・生活支援センターと連携を図り、一般就労に結びつけていきます。就労移行支援事業において就労に至らなかった方については、就労継続支援B型や就労継続支援A型のサービスを利用することにより、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持を図っていきます。

### 2 養護学校からの就業環境の整備

新庄養護学校においては、重度の障がいを持っている生徒が多く、一般就労を目指すものの就労することが難しい状況です。そのため就労希望者においては、働く場を提供するとともに知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労継続支援A型事業所や就労継続支援B型事業所への通所となっています。また常に介護を必要とする生徒においては、排泄や食事の介護等を行うとともに創作的活動または生産活動を行う、生活介護事業所への通所となっています。

就労希望の生徒に対しては、在学中に実習をとおして、公共職業安定所や最上障害者就業・生活支援センターとのネットワークを作るために、個別のケース会議を設けています。最上障害者就業・生活支援センターでは、きめ細かい支援を目標にしており、いつでも本人や家族が相談できる体制になっております。

鶴岡高等養護学校においては、一般就労が可能な生徒が進学しているところであり、ほとんどの生徒が一般就労への就業や就労継続支援A型事業所への通所となっています。しかし一般就労するものの、生活習慣に問題があり就労の継続が難しくなるケースも少なくないため、卒業後の生活面や就労面でのサポートも強化しています。山形障害者職業センターや公共職業安定所の支援、保護者の理解と協力を得ながら、学年ごとの進路指導計画に基づき実習先や雇用につなげる就労先の開拓を行っていますが、引受先が少ない状況です。

福祉関係においては卒業後利用できる施設・作業所は少しずつですが増えてきております。行政機関でも実習・雇用の取組みに向けて積極的な取組みが必要な状況です

### 3 障がい者の雇用推進

新庄公共職業安定所管内においての障がい者の雇用状況は、平成26年度において企業数60、障がい者数249.5人となっており、雇用率は3.84%となっており、県の平均は1.88%、全国平均は1.82%ですので、県平均、全国平均を大きく上回っている現状であります。これには、就労継続支援

A 型の事業所の雇用人数が増え雇用率にカウントされるなどの要因が考えられますが、さらに最上障害者就労・生活支援センターをはじめとした関係機関の連携が功を奏しているものと考えられます。

障がい者の雇用のさらなる推進を図るため、相談支援事業を拡充し本人の望む障がい福祉サービスに的確に結びつけて生活の充実を図り、また就業につながるよう、公共職業安定所等の各支援機関との連携をはかりながら、障がい者の雇用・就業環境の整備を今後一層進めていきます。

## 第6章 地域生活支援事業の実施

### 1 目的

障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施し、もって障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障害者自立支援法第77条の規定による地域生活支援事業を実施します。

### 2 実施する地域生活支援事業の種類

#### (1) 法第77条第1項の規定に基づく事業

- ・相談支援事業
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・コミュニケーション支援事業
- ・日常生活用具給付等事業
- ・移動支援事業

※平成27年4月より障がいの種別に関係なく利用可能

- ・地域活動支援センター機能強化事業

#### (2) 法第77条第3項の規定に基づく事業

- ・身体障害者自立訓練支援事業
- ・更生訓練費給付事業
- ・知的障害者職親委託制度
- ・日中一時支援事業
- ・社会参加促進事業

### 3 各年度における地域生活支援事業の種類ごとの現状及び見込み量と考え方 別表のとおり

### 4 各事業の見込み量確保のための方策

- (1) 市がこれまで実施してきた社会参加促進事業に係る各種の取組みを基礎に、地域生活支援事業の一層の充実を図ります。
- (2) 人間生活における総合的な豊かさの実現を基本理念とした「新庄まちづくり総合計画」を広く市民と共有し、障がい者が生きがいをもって地域の中で充実した生活を営むことができる環境づくりを市民と行政、企業が協働する地域生活支援事業の展開を目指します。

## 第7章 市障害福祉計画の達成状況の点検及び評価

本計画の各年度における進捗状況については、新庄市障害者福祉計画推進委員会に報告し、点検及び評価を行ない、必要な改善を行っていくものとします。

障害福祉計画に定める地域生活支援事業の見込量及びその考え方									
									別表
事業区分	26年度		27年度		28年度		29年度		実施に関する考え方
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	
相談支援事業等(第1項第1号)									
相談支援事業									
障害者相談支援事業	2		2		2		2		障害者等の相談に応じ、必要な情報の提供等を行います。
地域自立支援協議会 ※実施の有無を記載	有		有		有		有		困難ケースでの対応事例等を検討しながら、相談支援体制のあり方を協議します。
市町村相談支援機能強化事業 ※実施の有無を記載	無		無		無		有		障害ごとの専門性の高い相談体制を整備します。
成年後見制度利用支援事業 ※実施の有無を記載	有		有		有		有		成年後見制度の利用の支援を行います。
コミュニケーション支援事業(第1項第2号) ※実施見込み箇所数は、「手話通訳設置事業」の実実施見込み数を、「実利用見込み者数」欄に「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」の実利用見込み者数を記載	1	10	1	10	1	10	1	10	聴覚、音声機能等の障害者の意志の伝達の手段を確保します。
日常生活用具給付等事業(第1項第2号) ※給付等見込み件数を記載									
①介護・訓練支援用具	0件		3件		3件		3件		
②自立生活支援用具	1件		5件		5件		5件		
③在宅療養等支援用具	9件		5件		5件		5件		
④情報・意思疎通支援用具	5件		10件		10件		10件		
⑤排泄管理支援用具	80人		85人		90人		90人		
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	2件		2件		2件		2件		
移動支援事業(第1項第3号) ※「実施見込み箇所数」欄に実利用見込み者数、延べ利用見込み時間数の順に記載	0件 0h		8件 160h		10件 200h		11件 220h		
地域活動支援センター ※他市町村に所在する地域活動支援センター利用する者がいる場合は、上段に自市町村分、下段に他市町村分を記載	2	18人	1	11人	1	11人	1	11人	たんぼぼ作業所がH27.4月より就労Bへ移行する予定。
	2	23	1	18	1	18	1	18	
(上記の他実施する事業)									
身体障害者自立訓練支援事業									福祉ホームに居住している重度身体障害者の生活介護サービスを支援します。
更生訓練費給付事業	8人		10人		15人		20人		更生訓練に必要な費用の支援を行います。
知的障害者職親委託制度	2人		2人		2人		2人		知的障害者が職親の下で生活指導及び技能習得訓練等を行うのに支援します。
日中一時支援事業	7	29人	7	31人	7	33人	8	35人	一時的に見守り等の支援が必要な障害者等に支援します。
社会参加促進事業									
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	49人		50人		50人		50人		障害者の体力増強、交流、余暇等に資するため、又障害者スポーツの普及に支援します。
芸術・文化講座開催等事業	25人		25人		25人		25人		障害者の芸術・文化活動を振興し、創作意欲や社会参加に支援します。
声の広報等発行事業	7人		8人		8人		8人		視覚障害者に広報等の行政情報を提供します。
奉仕員養成・研修事業	17人		18人		19人		20人		日常会話程度の手話技術などの研修を行います。

## 福祉に関するアンケート調査結果

### 1. アンケート回収率 アンケート対象者

総数(人)	946
男(人)	480
女(人)	466

障がい種別	人	全体に対する割合
身体手帳	730	77.17%
療育手帳	120	12.68%
精神手帳	96	10.15%

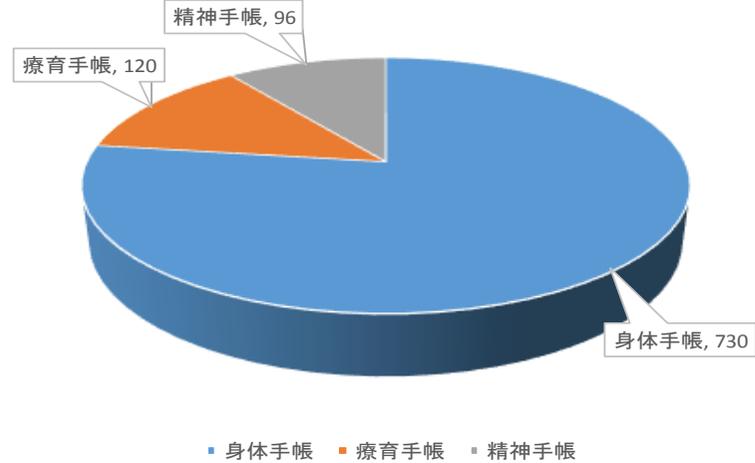
### 回答数 409人

性別	回答数	回答件数全体に対する割合
男	223	54.52%
女	182	44.50%
不明	4	0.98%
	409	100.00%

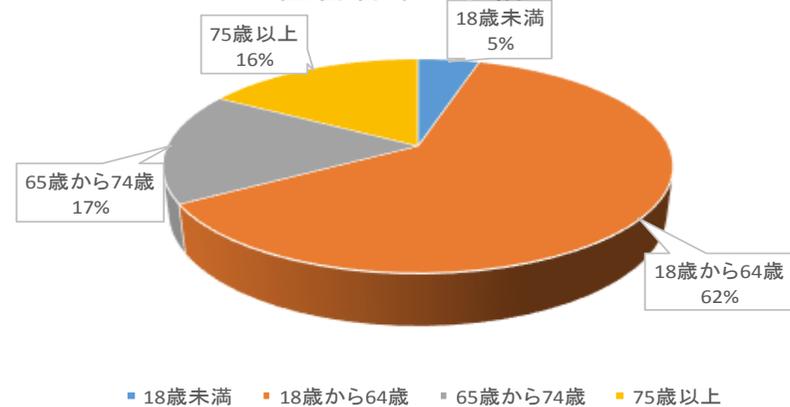
### 回答者年代別構成

年代区分	回答数(人)	回答件数全体に対する割合
18歳未満	19	4.65%
18歳から64歳	253	61.86%
65歳から74歳	69	16.87%
75歳以上	68	16.63%
	409	100.00%

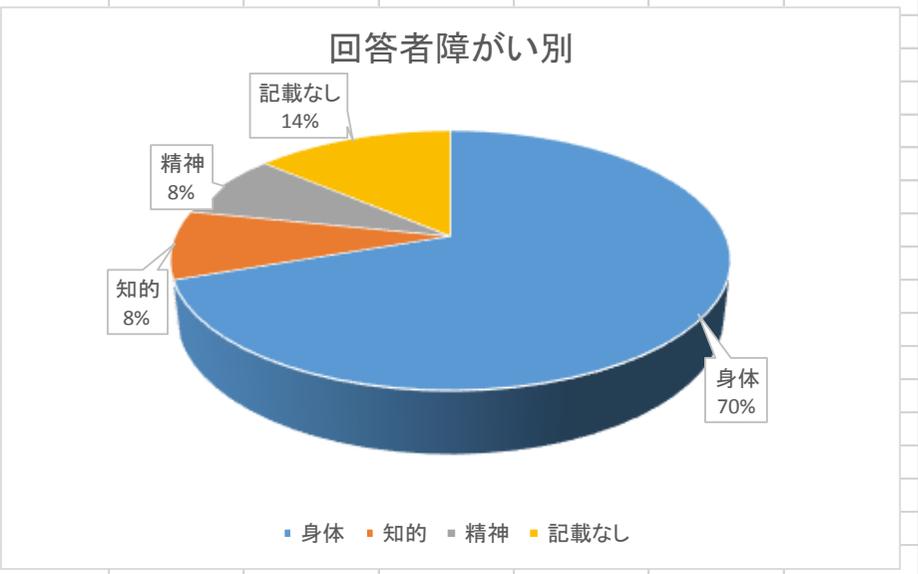
### アンケート対象者障害種別



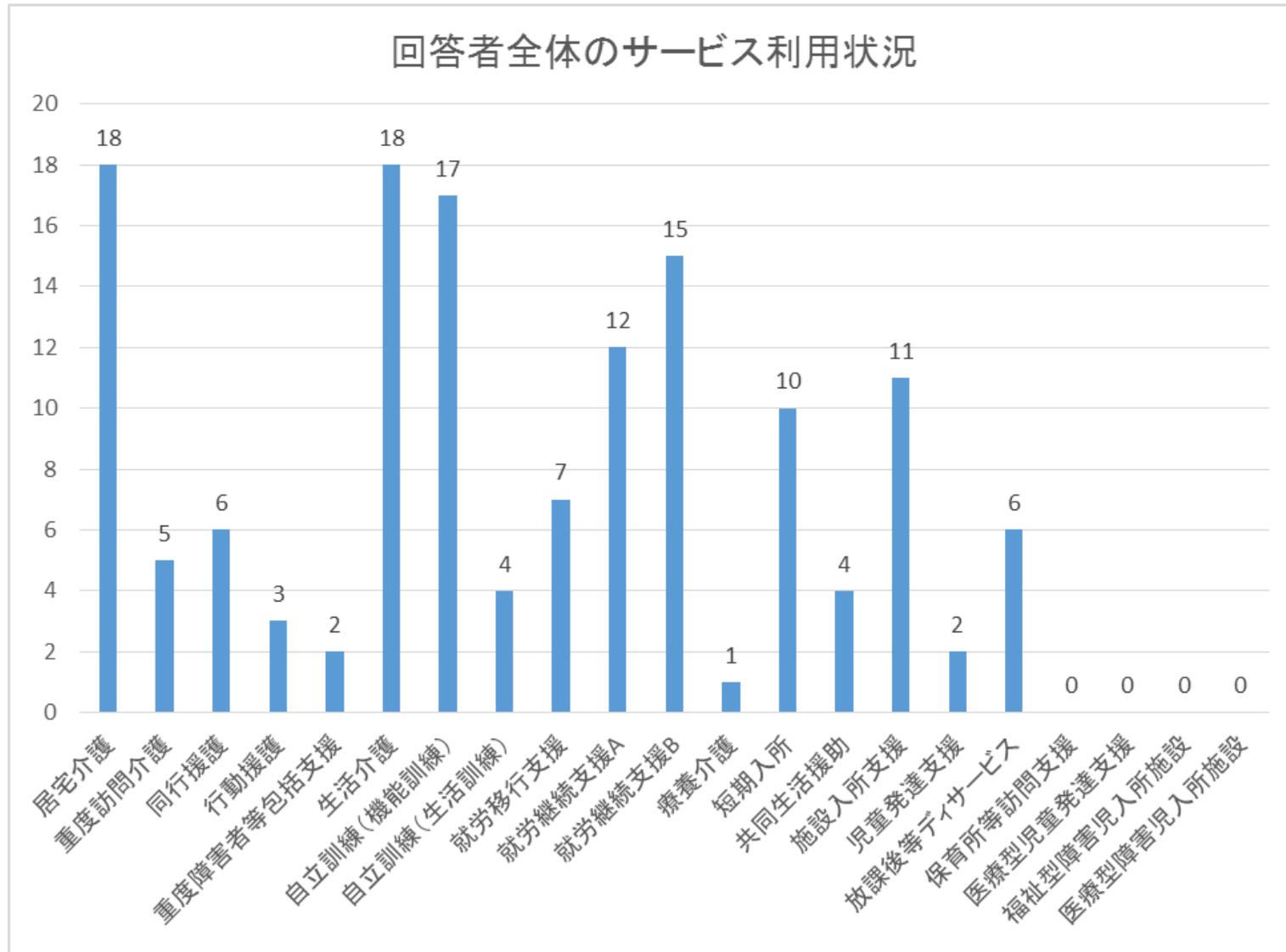
### 回答者年代別構成



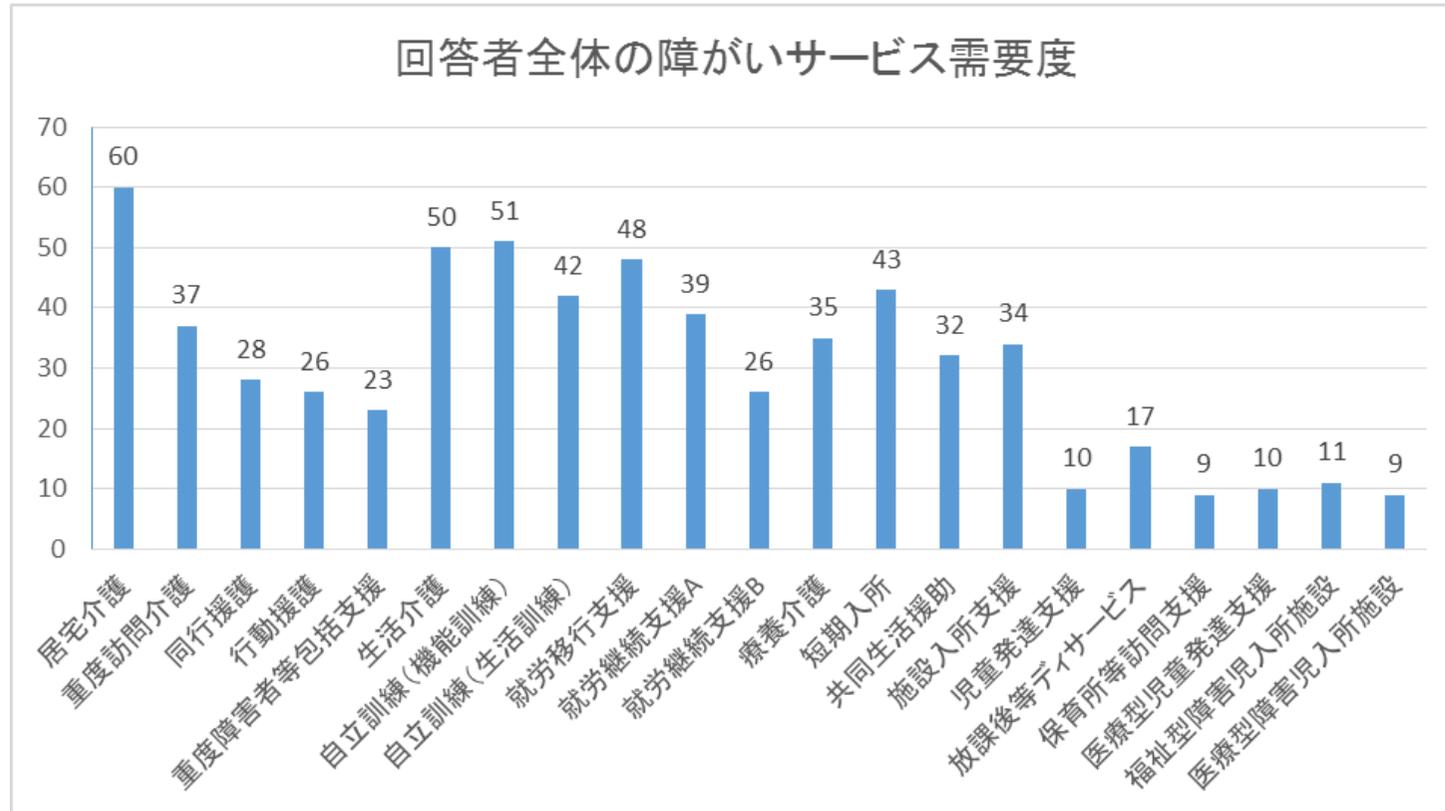
回答者障がい別		回答数(人)	回答件数全体に対する割合
身体	285	69.68%	
知的	35	8.56%	
精神	33	8.07%	
記載なし	56	13.69%	
	409	100.00%	



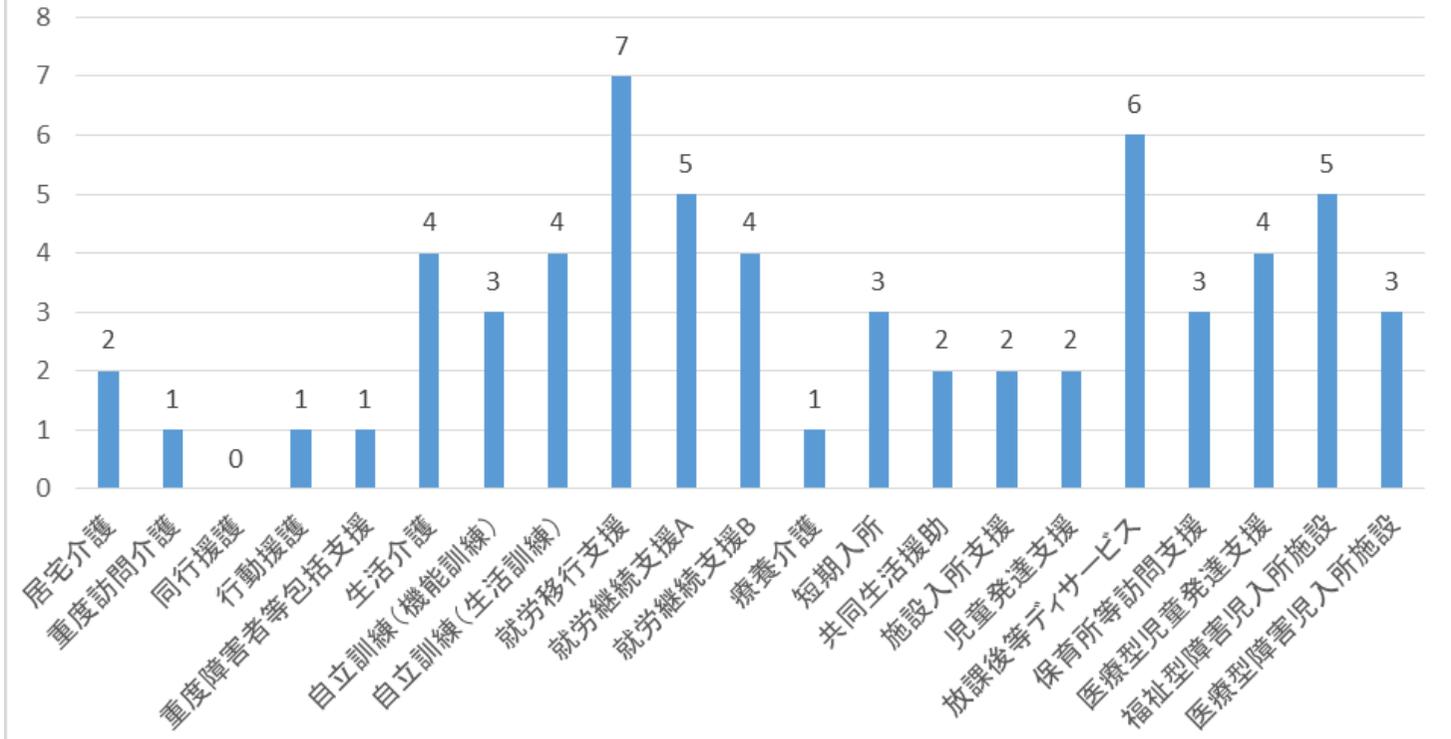
## 2. 障害福祉サービスの利用状況

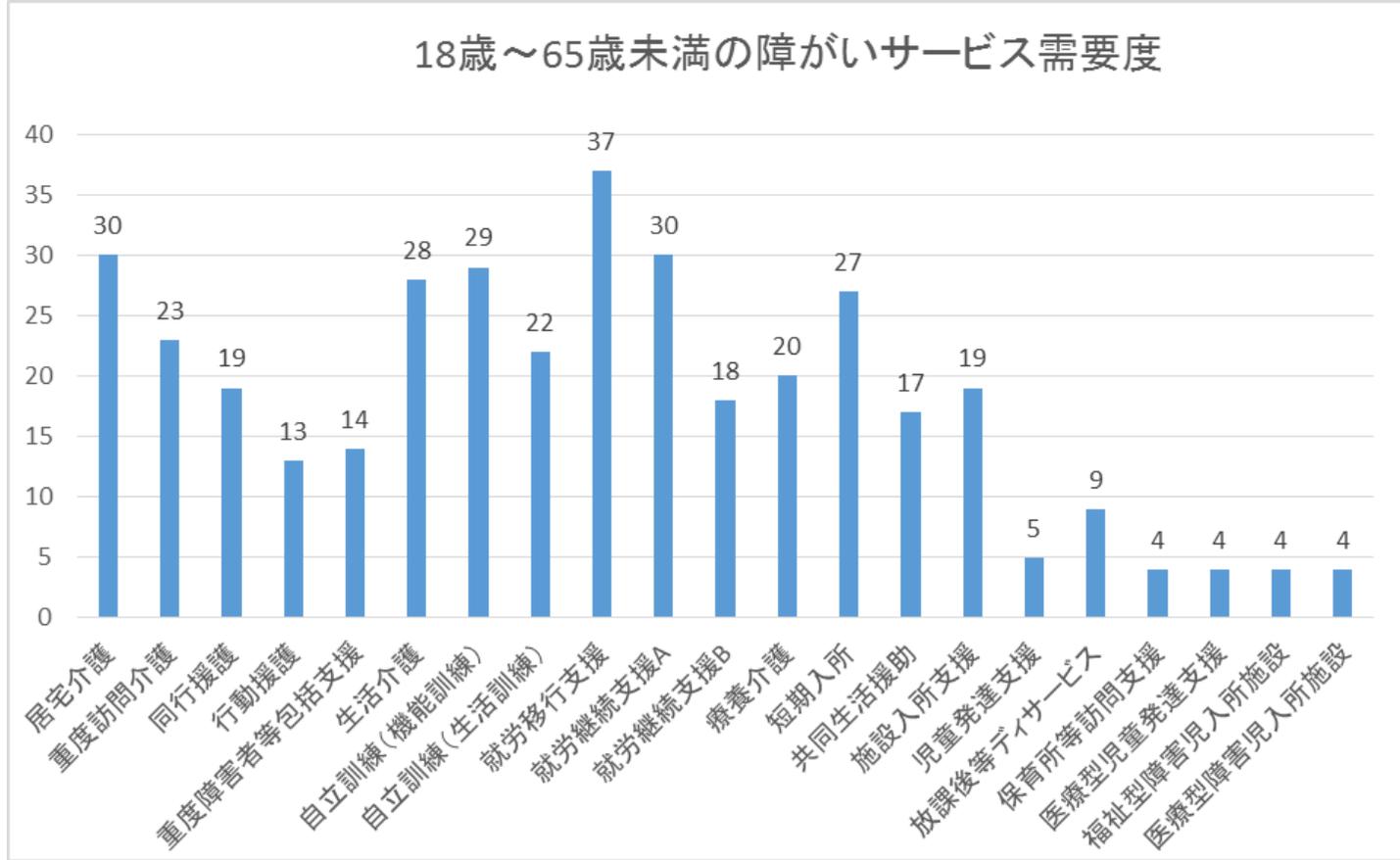


### 3. 今後利用したい障害福祉サービス

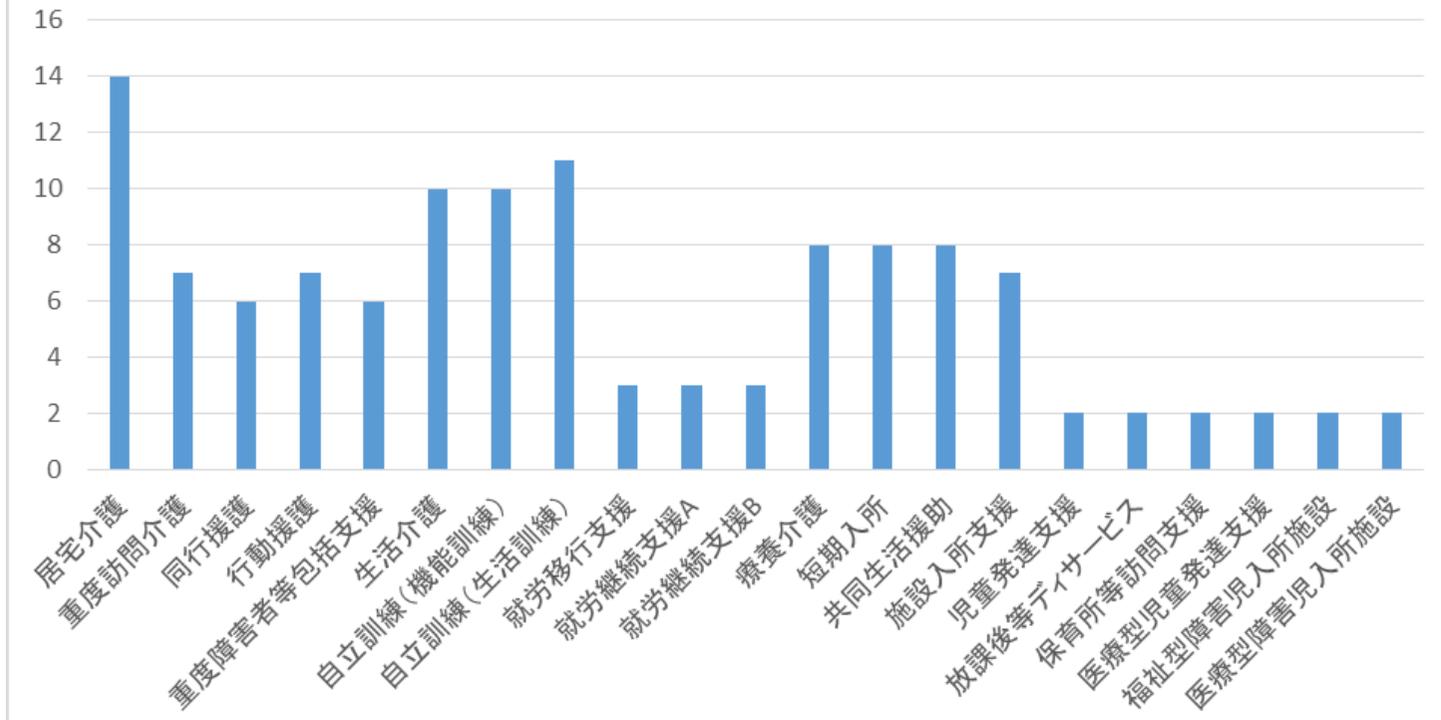


### 18歳未満の障がいサービス需要度

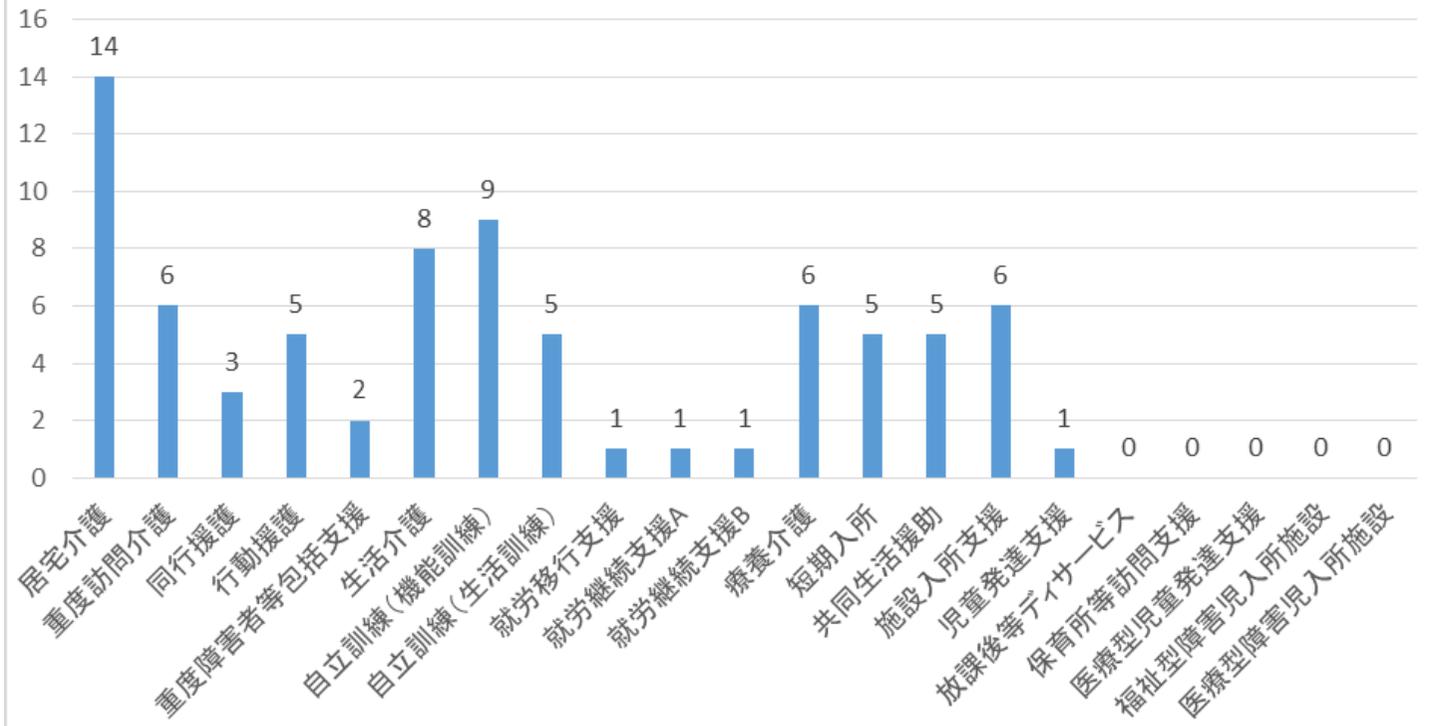




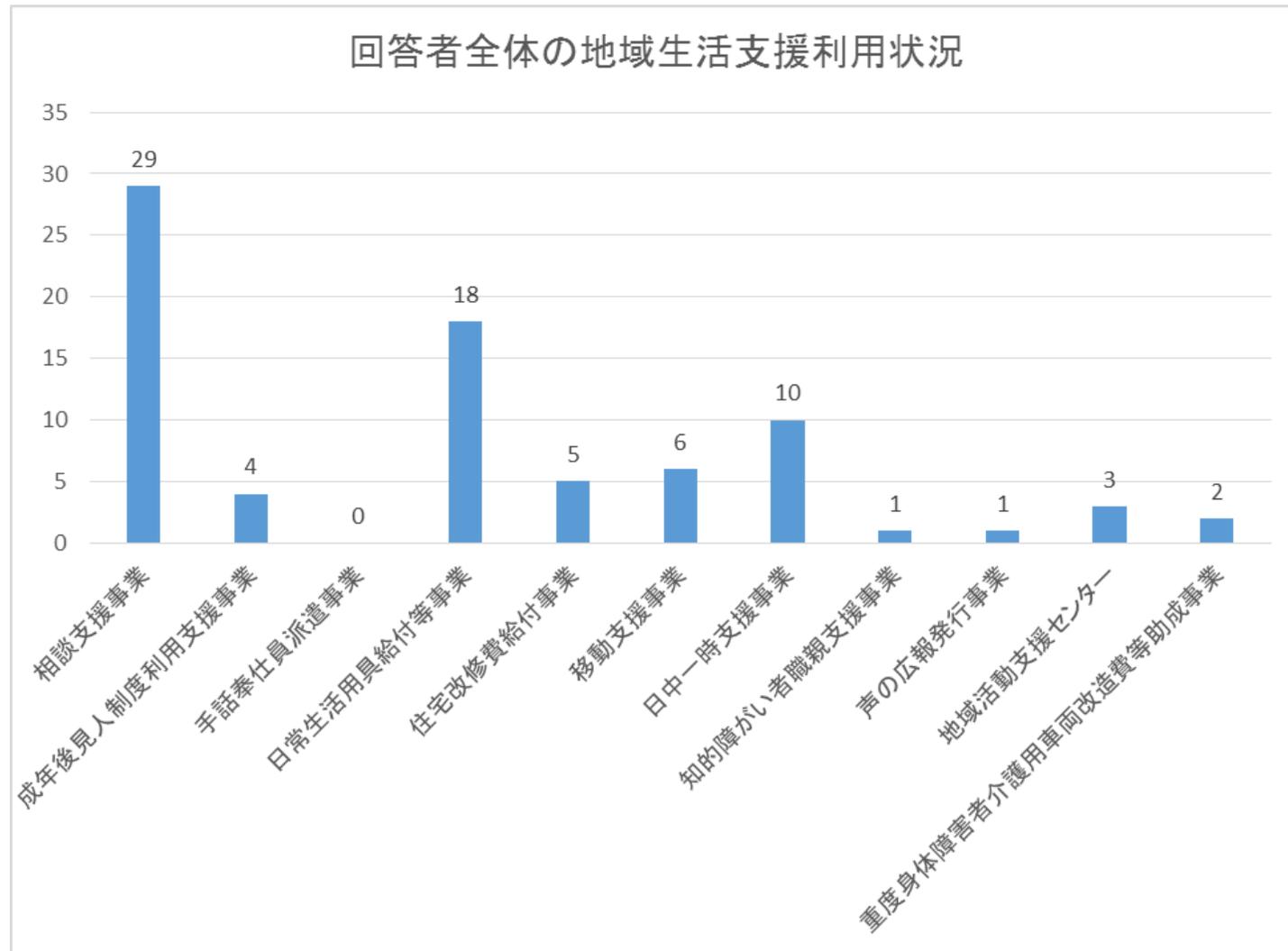
### 65歳～74歳未満の障がいサービス需要度



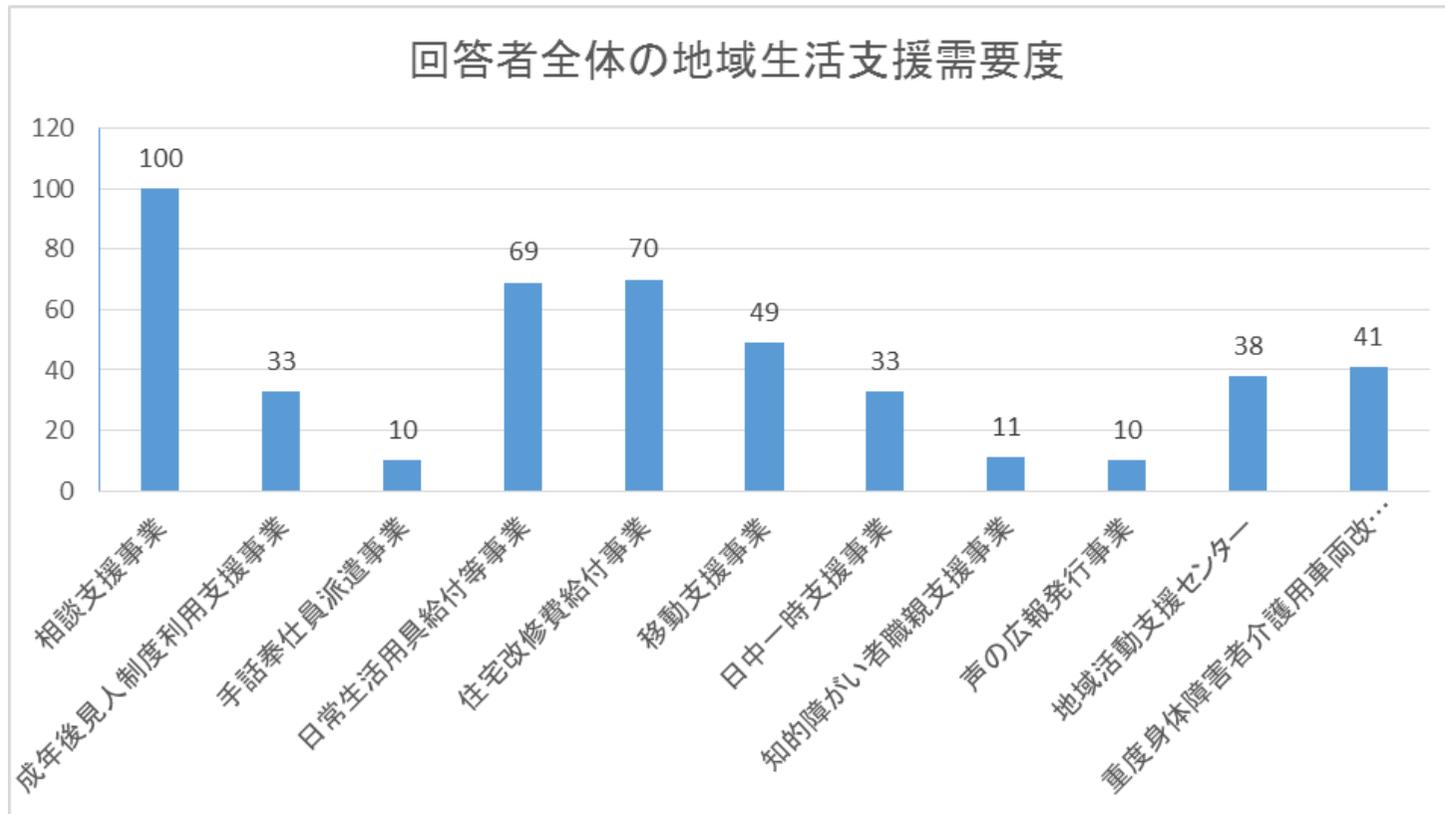
### 75歳以上の障がいサービス需要度



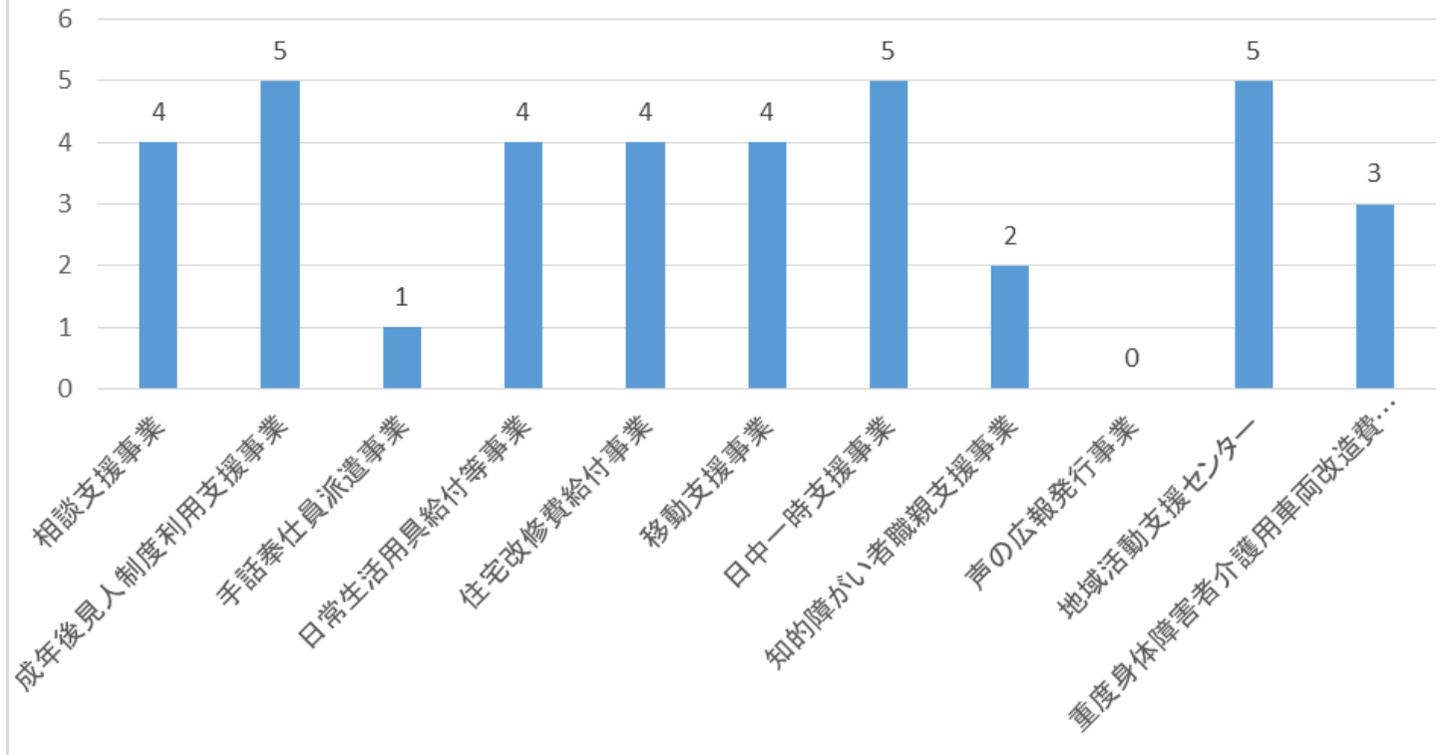
#### 4. 地域支援事業利用状況



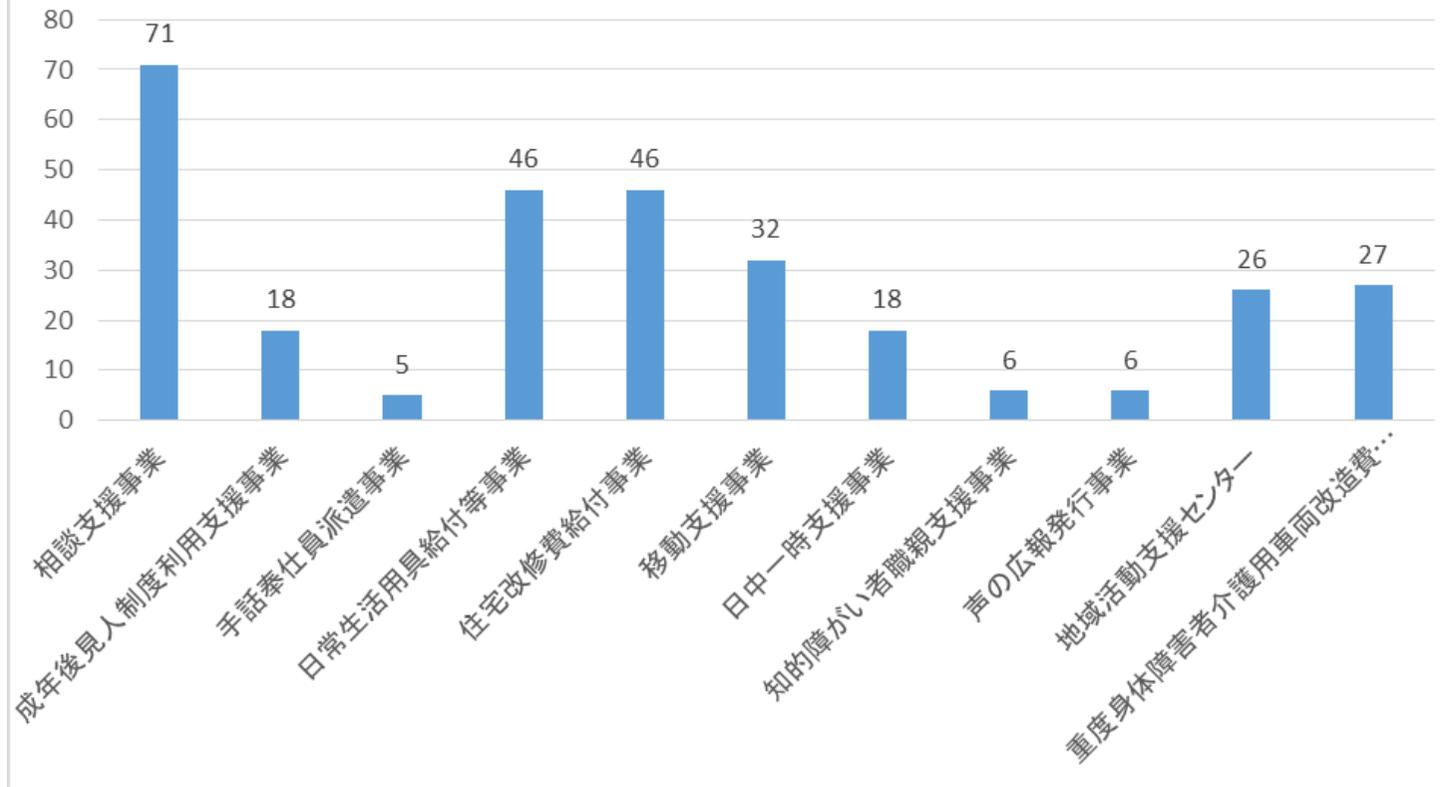
## 5. 今後利用したい地域支援事業



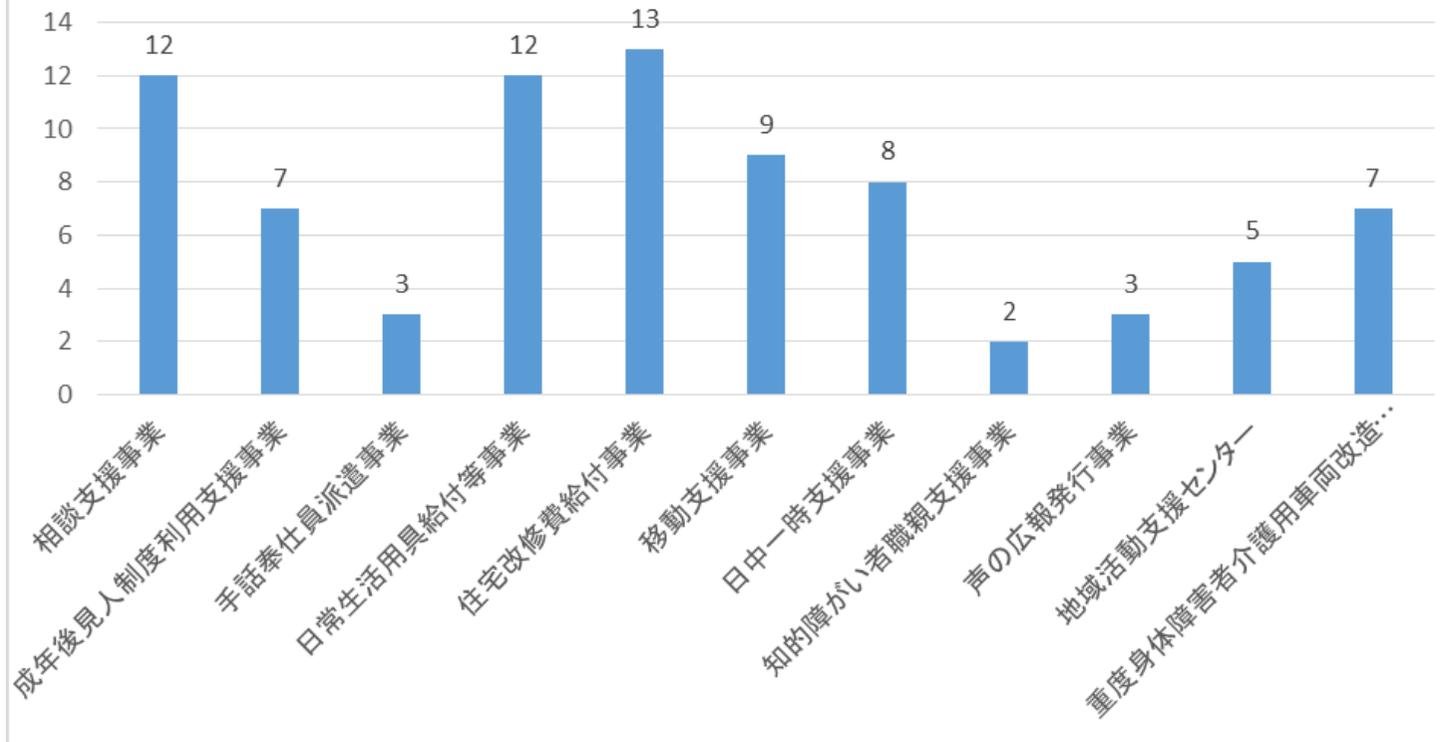
### 18歳未満の地域生活支援需要度



### 18歳～65歳未満の地域生活支援需要度



### 65歳～74歳未満の地域生活支援需要度



### 75歳以上の地域生活支援需要度

